

可然よしを云ひならしぬ。抑此の寺といふは、瑞龍院殿深き御心得有つて御取立の寺なり。其の趣意は金澤の城上口より寄る時は、野田山一つの禁所也。故に此の所を墓所に被成しと也。去共是より小立野へ取上れば六ヶ敷に依つて、此の寺を被建、堀を深く掘り、若しもの事ある時は、取出に可被成との御奥意也。微妙院殿の世に宮腰道を玉泉院殿丸より直に見切給はん爲に、大石を引くことよせて直に被成しも、此等の趣意成るべし。又大野に並木の松を植ゑられしも、下口・上口より敵寄する時の爲に被成しと也。當世は如此の奥意をさとらで、利勘にのみかゝり、一つのふまへ所を失うて、先君の御備へをたがへんとするぞ歎かし。といへり。平次按ずるに、波着寺は初め廣坂高本多氏邸地の向、今金澤神社の地邊にありしを、元和五年に今の地へ移轉を命ぜられたれば、瑞龍公の時に非ず。今枝直方の傳記は、恐らくは過聞なるべし。又本多安房守政重は慶長七年瑞龍公召抱えられ、三萬石を賜はり、本多山城と稱せしかど、同九年上杉景勝家老直江山城守養子と成り、同十六年八月再び吾が藩へ復仕せり。されば可觀小

説に復歸の時の居第也と云へるは、慶長十六年の事なるべし。又幕府より五ヶ條の難問とあるは、寛永八年の事なるべし。波着寺は元和五年に今の寺地を賜はる由寺記に載せられたれば、寛永八年の頃は既に波着寺の屋敷也。可觀小説の傳説も、事實と符合せざる也。又貞享二年卯辰西養寺由來書に、利長卿御歸依に付、越中守山御入城之時隨從、後富山高岡にも被召連、高岡より金澤八坂へ引越寺造立仕る處、直江安房拜領地に相成に付、慶長十七年卯辰山に而替地被下。とあり。右由來書に據れば、慶長十六年歸參の時八坂にて第地を賜ひしと聞ゆ。歸參の頃は則ち直江安房守と呼べり。慶長十六年五月九日利長卿よりの親書にも、此の頃米澤之儀御立退之由云々と載せられ、宛所直江安房守殿と連名に載せられたり。されば可觀小説に、今の波着寺屋敷を復歸の時の居第也といふは、過聞なる事いちじろし。或老人云ふ。房州始めて當地へ被參たる時の屋敷なりといふは、さもあるべし。本多氏始めて本藩へ來仕せしは、慶長七年にて利長卿の時なり。

○地獄橋

此の橋は、波着寺前にあり。一説に、此の橋本名は樹木橋と呼べりともいへり。辰巳用水の落し水に架けたる小橋なれど、昔より橋名を呼び來れり。但し地獄橋の名義は、如何なる由縁より起れるにや詳かならず。じゆもくをぢごくと呼び誤りたるなるべし。

○銃藥製所舊地

菅家見聞集に云ふ。慶安四年五月下旬より、小立野石引町波着寺の彼方に鐵炮の合藥所出來、水車を以て藥を製す。高原市兵衛と云ふ牢人、扶持賜はるに於ては水車を以て藥合可致旨、會所まで及斷に付、御異風組和田助右衛門・御大工山上善右衛門と示談し、水車出來、藥合所を建てたり。此の水車出來するにより、油種をはたく水車も追々出來せり。但し此の藥合所は、此の地に七ヶ年之間有之處、小立野土清水へ引移すと見え、明暦三年の條に今年之秋小立野水車藥合所少火事之儀有之。依之町之内に而藥合之事被爲留といひ、萬治元年の條には、今年八月中旬より土清水に於て水車を以て鐵炮の藥合を製し、今以不懈。とあり。三州志來因概覽附録にも、慶安四年五月より小立野波着寺邊

に水碓を設け、銃藥を屑かすむ。浪士高原一兵衛といふもの確法を獻す。高原は後横江山城守の臣となる。萬治元年今の土清水の地に轉じ、同年八月中旬より銃藥を製する事始る。此の頃官儒五十川剛伯與二三同僚遊土清水賦水車詞。曰。天晴烟霏兮。風靜波卷。不雨雷轟兮。無雲龍現。新樹陰裏兮。千巒長潤。流泉聲中兮。一輪高響。馬子之術兮。乾押旋轉。水色如此兮。人豈不勉。眞機動處兮。箇心斯見。或は云ふ。従前小立野土清水の製藥所近邊に鎮守社あり。此の鎮守社もそのかみ波着寺の邊に製藥所ありし頃、舊地にて祀りたるならんか。右製藥所は、舊藩三世中納言利常卿、小松に在城し給ふ頃創立せられしゆゑにや、鎮守社の神靈は小松黃門公の靈を祀り鎮めたるよしいひ傳へ、祀り來る所の神實も即ち小松黃門公の神像なりとぞ。右神社造營方、もと藩費を以て命ぜられしゆゑ、修繕方も藩の作事所なりしが、廢藩後製藥所を廢し、此の地邊拂下げに成りたり。故に右神社も共に廢すべきを、士族二三名此の地を買ひ込み、祠社を一社に相立度旨、明治八年出願し許可相成り、小松神社と命名せられしかど、云々の次第有之、同十二年